1　第２項第１号中(50)を(52)とし、(39)から(49)までを(41)から(51)までとし、(38)を(39)とし、(39)の次に(40)として次のように加える。

(40)　別表第１の２第２号又は第４号の規定に基づき、人事院が定めることとされている物について定めること。

第２項第１号中(37)を(38)とし、(13)から(36)までを(14)から(37)までとし、(12)の次に(13)として次のように加える。

(13)　第16条の３第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

2　この決定による改正は、平成28年６月１日から効力を発生する。

公　　告

諸　事　項

工場財団

東京都江東区豊洲三丁目２番24号**ルネサスエレクトロニクス株式会社**の工場財団に高知県香南市香我美町徳王子123番地ルネサスセミコンダクタマニュファクチュアリング株式会社高知工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 28 年６月１日

高知地方法務局香美支局

待矢場両堰土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の３の規定に基づき、群馬県及び栃木県の区域の一部を地区とし、群馬県太田市に事務所を有する待矢場両堰土地改良区から申請のあった定款変更は、平成28年５月16日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成 28 年６月１日

関東農政局長　石田　　寿

鉱業法第 142 条の規定による公告

経済産業省公告第 21 号

下記の鉱業権設定に関する出願については、出願人の所在が不分明であって、書類の補充命令を送達することができないので、鉱業法第142条の規定により、願書に記載された住所の所在地の市役所に命令の内容を掲示した。

記

(1)出願地　沖縄県うるま市（旧与那城村）　出願人　沖縄県那覇市牧志町一丁目494番地　大城　宗武

(2)出願地　沖縄県南城市（旧知念村）　出願人　沖縄県那覇市牧志町一丁目494番地　大城　宗武

平成 28 年６月１日

内閣府沖縄総合事務局長

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 28 年６月１日　　経済産業大臣　林　　幹雄

名　　称	本 店 の 所 在 地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社お世話センター	東京都豊島区上池袋４丁目35番12号	互第3029号	平成28年４月28日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 28 年６月１日　　関東経済産業局長　鍛治　克彦

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成28年８月１日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成28年８月１日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本　店　の　所　在　地	営業廃止年月日
株式会社お世話センター	東京都豊島区上池袋４丁目35番12号	平成28年４月28日

記

あて先　〒330―9715　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館
関東経済産業局産業部商務・取引信用課
電話048―600―0444

様式

申　　出　　書

関東経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

1　債務者の名称及び住所
2　債権額
3　債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

基 本 測 量 関 係 事 項 公 告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年６月１日　　国土交通大臣　石井　啓一

種　　類	実施時期	提供範囲	縮尺レベル	摘　　要
地理院タイル（土地条件図）	平成28年	全国	25000レベル	
地理院タイル（沿岸海域土地条件図）	〃	〃	〃	
地理院タイル（火山基本図）	〃	〃	10000レベル	
地理院タイル（火山土地条件図）	〃	〃	25000レベル	
地理院タイル（土地利用図）	〃	〃	200000レベル	
地理院タイル（湖沼図）	〃	〃	10000レベル	